

# 記載例

## 〈法人の場合〉

別記様式(第5条関係)

※修正液は使用できません。

中小企業事業資金利子補給金交付申請書

記入しないでください。

— 年 — 月 — 日 —

袋井市長 大場規之様

企業所在地をご記入ください。

住所 袋井市〇〇1-1-1

氏名(法人の名称及び代表者の氏名)

株式会社 袋井

代表取締役 袋井 太郎

電話 0538-12-3456

令和7年度袋井市中小企業事業資金利子補給金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

利子補給金交付申請額

円

記入しないでください。

業種	卸売業		利用されている次のいずれかの制度名をご記入ください。 ①一般貸付 ②マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) ③一般貸付(生活衛生貸付) ④生活衛生改善貸付 ⑤振興事業貸付
従業員数	5 (*1)	人	
資本金	3,000,000	円	
袋井市内での営業年数	5		
融資の制度名	一般貸付		
支払利子計 円	利子補給金利率 年 %	円	記入しないでください。
	借受利率 年 %	借受金額 円	

市税の納付状況に関する情報取得への同意

市が交付決定に係る審査のために必要な市税の納付状況に関する情報を取得することに同意します。

氏名(法人の名称及び代表者の氏名)

株式会社 袋井

代表取締役 袋井 太郎

※融資1件につき、申請書1枚を提出してください。

〈\* 1〉

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。具体的には参考をご参照ください。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

(参考) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

# 記載例

## 〈個人事業主の場合〉

別記様式(第5条関係)

※修正液は使用できません。

中小企業事業資金利子補給金交付申請書

記入しないでください。

— 年 — 月 — 日 —

袋井市長 大場規之様

事業所所在地をご記入ください。

住所 袋井市〇〇1-1-1

氏名(法人の名称及び代表者の氏名)

屋号をご記入ください。

〇〇商店

袋井 太郎

電話 0538-12-3456

令和7年度袋井市中小企業事業資金利子補給金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

利子補給金交付申請額

円

記入しないでください。

業種	卸売業		利用されている次のいずれかの制度名をご記入ください。 ①一般貸付 ②マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) ③一般貸付(生活衛生貸付) ④生活衛生改善貸付 ⑤振興事業貸付
従業員数	5 (*1)	人	
資本金	0	円	
袋井市内での営業年数	5		
融資の制度名	一般貸付		
支払利子計 円	利子補給金利率 年 %	円	
	借受利率 年 %	借受金額 円	

市税の納付状況に関する情報取得への同意

記入しないでください。

市が交付決定に係る審査のために必要な市税の納付状況に関する情報を取得することに同意します。

氏名(法人の名称及び代表者の氏名)

〇〇商店

袋井 太郎

※融資1件につき、申請書1枚を提出してください。

〈\* 1〉

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。具体的には参考をご参照ください。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

(参考) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者